

株主の皆様へ

埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地  
秩父鉄道株式会社  
代表取締役社長 大谷 隆 男

## 第199期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第199期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様への安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を極力見合わせていただきますようお願い申し上げます。

また、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日(月曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地  
秩父鉄道株式会社 本社会議室  
(末尾のご案内函をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第199期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第199期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

別途同封いたしました「第199期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」にて株主様へのお願いなどを記載しておりますので必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。

〇株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.chichibu-railway.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済活動の持ち直しの動きが見られたものの、当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続きました。

このような中、公共交通事業者としての責務を果たすため、感染予防を徹底しながら鉄道の運行継続を行い、また、沿線地域の事業者等と連携した各種イベントを開催するなど、誘客活動による沿線地域の活性化と収益の確保に努めました。

しかしながら、一定の業績回復はあったものの当連結会計年度の営業収益は4,352百万円(前期比10.6%増)、営業損失は287百万円(前期は639百万円の営業損失)、経常損失は192百万円(前期は497百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は47百万円(前期は531百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。

#### 鉄道事業

鉄道事業におきましては、駅務員をはじめ全従業員のマスク着用、全列車内の抗ウイルス・抗菌加工、車内換気、列車・駅設備等の消毒など各種の感染症拡大防止策を実施いたしました。

また、輸送の安全性向上を図るため、設備面ではマルチプルタイタンパーや継電連動装置の更新、コンクリート枕木化などを計画的に実施したほか、異常時訓練や安全指導などによる従業員の意識向上に取り組み、本年度も運転無事故を継続いたしました。サービス面では、交通系ICカードシステムの導入やMaaSアプリによるデジタルチケットの販売を開始し、お客様の利便性向上に努めました。

旅客部門におきましては、「わくわく鉄道フェスタ」をはじめ沿線の市町や商業施設、同業他社と連携したイベントの開催、SLの魅力を高める各種企画列車の運行、記念乗車券の発売など、旅客誘致と増収施策に取り組みました。これらにより、定期・定期外旅客の人員及び収入は前期に比べ増加いたしました。

貨物部門におきましては、堅調に推移し輸送量及び収入とも前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は2,943百万円(前期比10.0%増)、営業損失は237百万円(前期は544百万円の営業損失)となりました。

## 不動産事業

不動産事業におきましては、前期と比較し、請負工事収入及び仲介収入が増加いたしました。

この結果、営業収益は341百万円（前期比5.4%増）、営業利益は173百万円（同2.8%増）となりました。

## 観光事業

観光事業におきましては、個人のお客様の利用は回復基調にあるものの、団体での利用は依然として低調であり、厳しい状況が続きました。

この結果、営業収益は367百万円（前期比17.5%増）、営業損失は36百万円（前期は69百万円の営業損失）となりました。

なお、当該事業につきましては、収益性の低下を踏まえ、当期において減損損失を計上し固定資産を適正な価額まで引き下げております。

## バス事業

バス事業におきましては、学校関係の団体利用は回復傾向にありましたが、本格的な需要回復には至らず、依然として厳しい状況が続きました。

この結果、営業収益は156百万円（前期比88.4%増）、営業損失は100百万円（前期は159百万円の営業損失）となりました。

## その他事業

その他事業におきましては、卸売・小売業では売上の回復基調が継続したほか、旅行業では鉄道事業と連携した企画に取り組むなど増収に努めました。一方、建設業においては工事等の受注が減少いたしました。

この結果、営業収益は884百万円（前期比1.7%減）、営業損失は101百万円（前期は48百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

鉄道事業

交通系 I C カードシステム導入	( 904, 323 千円)
マルチプルタイタンパーの更新	( 425, 000 千円)
継電連動装置更新工事	( 95, 040 千円)
東日本旅客鉄道株式会社熊谷駅外壁改良工事に伴う 支障架線移設工事	( 80, 472 千円)
P C マクラギ交換工事	( 63, 633 千円)
列車無線装置更新工事	( 53, 100 千円)
野上・行田変電所ろ波装置更新工事	( 25, 800 千円)
踏切保安装置整備工事	( 19, 659 千円)
C T C 駅装置更新工事	( 12, 000 千円)

観光事業

ユニック付大型トラック購入	( 19, 227 千円)
---------------	---------------

その他の事業におきましては、特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

感染症流行が想定外に長期化する状況下、公共交通機関が、国民経済を支える大きな礎であることが、強く認識されるようになってきました。鉄道事業を主力とする当社グループは、この使命を果たすべく、「安全・安心・安定」を維持できるよう事業遂行してまいります。

当社グループは、輸送の安全、無事故無災害の達成を最優先課題としております。このために、継続的な設備の更新・保全とともに、安全教育をはじめとした人材への投資を進めてまいります。また、顧客動向の変化、ニーズの多様化が進む事業環境にありますので、これらに対しても積極的かつ柔軟に対応してまいります。

沿線人口の長期的な減少傾向は当社グループの経営に深刻な影響を及ぼしますが、一方では、ふかや花園駅周辺において深谷市により進められている「花園IC拠点整備プロジェクト」は、今年各施設が順次開業を迎えることから、沿線への交流人口の増加は確実な状況となっています。この環境変化は、鉄道事業、観光事業など、グループ全体に大きなビジネスチャンスをもたらしますので、これを的確にとらえ、適切に対応することで、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

(6) 財産および損益状況の推移

区 分	第196期 (2018年度)	第197期 (2019年度)	第198期 (2020年度)	第199期(当期) (2021年度)
営 業 収 益 (千円)	5,216,151	5,449,035	3,933,279	4,352,172
経常利益又は経常損失(△) (千円)	66,408	203,057	△497,708	△192,532
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	103,621	△222,974	△531,341	△47,722
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	69.73	△150.06	△357.63	△32.12
総 資 産 (千円)	23,279,324	23,439,721	23,449,967	23,703,161

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
秩父鉄道観光バス株式会社	100,000	100.0	バス事業
秩父観光興業株式会社	82,500	100.0	旅行業
宝登興業株式会社	60,000	99.5	索道事業・動物園業
株式会社秩父建設	25,000	100.0	建設・電気工事業
株式会社秩鉄商事	22,200	100.0	卸売・小売業

- (注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。  
2. 当社の連結子会社は上記の5社であり、非連結子会社は2社であります。  
3. 2021年7月1日付で動物園業は、宝登興業株式会社に事業譲渡しております。

(8) 主要な事業内容および事業所 (2022年3月31日現在)

当社グループは鉄道事業を中核とし、不動産事業・観光事業・バス事業・その他事業を展開しております。

鉄道事業

当社

羽生～熊谷～三峰口駅間 (71.7軒)

武川～三ヶ尻駅間 (貨物専用 3.7軒)

車両数 電車53両・客車4両・電気機関車16両・私有電気機関車  
1両・貨車6両・私有貨車128両・蒸気機関車1両

駅数 40駅 (埼玉県)

不動産事業

当社

分譲・注文住宅事業・賃貸

営業所数 1カ所 (埼玉県)

観光事業

当社

遊船・飲食・土産品販売業

宝登興業株式会社

索道事業・動物園業

車両数 (搬器) 2両

駅数 2駅 (埼玉県)

バス事業 秩父鉄道観光バス株式会社  
貸切バス事業  
営業所数 2カ所（埼玉県）  
車 両 数 21両

その他事業  
卸売・小売業 株式会社秩鉄商事  
旅行業 秩父観光興業株式会社  
建設・電気工事業 株式会社秩父建設

（注）2021年7月1日付で動物園業は、宝登興業株式会社に事業譲渡しております。

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
鉄 道 事 業	251名 (29名)	△4名 (0名)
不 動 産 事 業	7名 (0名)	0名 (0名)
観 光 事 業	35名 (20名)	2名 (5名)
バ ス 事 業	31名 (11名)	△1名 (0名)
そ の 他 事 業	68名 (25名)	△4名 (1名)
全 社 ( 共 通 )	27名 (13名)	0名 (0名)
合 計	419名 (98名)	△7名 (6名)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
302名 (53名)	△4名 (△4名)	42.07歳	22.01年

（注）1. 組合専従者は除いてあります。  
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社 埼玉りそな銀行	1,445,700
株式会社 群馬銀行	1,017,220
株式会社 日本政策投資銀行	817,690
株式会社 足利銀行	589,110
株式会社 武蔵野銀行	434,470
埼玉県信用金庫	432,590
株式会社 第四北越銀行	150,000
株式会社 みずほ銀行	93,120
株式会社 東和銀行	50,000

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,485,586株  
(自己株式14,414株を除く)  
(3) 株主数 1,417名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
太平洋セメント株式会社	497,828	33.51
有恒鉱業株式会社	213,624	14.38
増岡英男	50,100	3.37
二反田静太郎	35,700	2.40
株式会社 埼玉りそな銀行	31,824	2.14
山腰玲子	26,900	1.81
中村幸久	26,900	1.81
株式会社 武蔵野銀行	16,000	1.08
諸井三佐保	15,700	1.06
柿原林業株式会社	10,800	0.73

- (注) 1. 当社は自己株式を14,414株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当する事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大谷隆男	
取締役	高柳功	運輸部・技術部担当 技術部長
取締役	武部一弘	内部監査室・総務部担当 総務部長
取締役	坂本昌己	企画部・事業部担当 企画部長
取締役	中山高明	11頁(3)①に記載のとおりです。
常勤監査役	根岸俊介	11頁(3)②に記載のとおりです。
監査役	根本裕介	12頁(3)③に記載のとおりです。
監査役	岩田雅之	

(注) 1. 取締役中山高明氏は、社外取締役であります。

なお、当社は中山高明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査役根岸俊介氏および根本裕介氏の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役根岸俊介氏および岩田雅之氏の両氏は、2021年6月25日開催の第198期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

4. 監査役根津泰生氏および新美健一郎氏の両氏は、2021年6月25日開催の第198期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

5. 取締役武部一弘氏は、2022年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金 銭等	報酬	
取締役 (うち社外取締役)	24,360 (600)	24,360 (600)	— (—)	— (—)	5 (1)	
監査役 (うち社外監査役)	10,470 (6,015)	10,470 (6,015)	— (—)	— (—)	5 (3)	
合 計 (うち社外役員)	34,830 (6,615)	34,830 (6,615)	— (—)	— (—)	10 (4)	

(注) 1. 上表には2021年6月25日開催の第198期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名および社外監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬には執行役員に係る支給額は含まれておりません。

3. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額10,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は2名です。

取締役および監査役の報酬体系は、固定報酬のみで構成され、その額は役位に応じて設定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、2020年6月25日開催の取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等の額については、それぞれの選任後に開催された監査役会において監査役の協議により決定しております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の第739回取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。
- b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針  
報酬等の種類ごとの比率の目安は以下の通りとする。  
基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝100：0：0
- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締役会決議により決定するものとする。

④ 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中山 高明

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

寶登山神社 名誉宮司

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会11回中10回に出席いたしました。

主に寶登山神社名誉宮司として当社沿線の発展に深くかかわっており、長年の経験と知見等を反映していただいております。また、客観的な幅広い助言等を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

② 監査役 根岸 俊介

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行いました。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 監査役 根本 裕介

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

- ・小野田化学工業株式会社 取締役
- ・三井埠頭株式会社 取締役
- ・屋久島電工株式会社 監査役

なお、小野田化学工業株式会社、三井埠頭株式会社、屋久島電工株式会社は、主要株主である太平洋セメント株式会社の関係会社であります。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者で事業企画管理部に勤務しております。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に、また、監査役会12回のうち11回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 執行役員について

当社は、執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	高 柳 功	運 輸 部 ・ 技 術 部
執 行 役 員	武 部 一 弘	内 部 監 査 室 ・ 総 務 部
執 行 役 員	坂 本 昌 己	企 画 部 ・ 事 業 部
執 行 役 員	鷹 啄 泰 則	人 事 部

(注) 1. 高柳功氏、武部一弘氏、坂本昌己氏の3名は、取締役を兼務しております。

2. 上席執行役員高柳功氏、執行役員武部一弘氏は2022年3月31日をもって任期満了により退任いたしました。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録については、「取締役会規程」「経営会議規程」等に従い、また、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「稟議規程」「文書保存規程」等に従い適切に保存・管理を行う。取締役および監査役は、常にこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会・運転事故防止対策委員会等において重大なリスクの未然防止や極小化を行う体制をとる。

また、緊急を要する事項については、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職制」および「付議・報告基準」に定める各職位の基本的な機能および相互関係、決裁基準等により、組織的かつ効率的な業務執行を図るとともに、経営上重要な事項については、「取締役会規程」「経営会議規程」に定める取締役会および経営会議において十分に審議のうえ慎重に決定する。また、経営計画、予算管理により目標実現に注力する。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社との関係については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する適切な経営管理が行える体制をとる。また、子会社の取締役または監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務の執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

なお、子会社に対する具体的な体制は次のとおりとする。

イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、グループ会社連絡会を定期的に開催し報告を受け、また、必要に応じて関係書類等の提出を求める。

- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社および子会社全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき当社および子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機能が十分機能し安定した経営が確立できるよう支援する。
- ニ) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり子会社の取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により、通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制  
当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制をとる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当面は社内部門の兼務者が監査役職務を補助する。監査役会から専任者の配置を求められた場合には、監査役会の意向を尊重して取締役との間で協議する。
- ⑧ 前号の当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項  
監査役職務を補助する従業員に対しては、その人事異動・評価については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。また、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため補助する体制を確保する。
- ⑨ 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。また、取締役および従業員は、当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告する。  
なお、当該通報、報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑩ その他、監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ) 当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。また、当社は、監査役が代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。

ロ) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

① 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を担当部門として、所轄警察署や外部機関等との関係を強めていく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社並びに子会社の役員および従業員に対して、CSR委員会・グループ会社連絡会を開催（当事業年度各4回）し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。また、コンプライアンス・ホットラインの内部通報に対しては、適宜的確に対応しております。

② 内部監査室において、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

③ 当社および子会社の事業報告については、定期的に当社取締役会のみならずグループ会社連絡会等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,504,406</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,305,650</b>
現金及び預金	749,342	支払手形及び買掛金	285,636
受取手形、売掛金及び契約資産	254,298	短期借入金	905,000
分譲土地建物	96,178	1年内返済予定の長期借入金	1,205,635
商品及び製品	28,279	未払法人税等	6,591
原材料及び貯蔵品	146,660	未払消費税等	18,711
その他の	1,233,829	賞与引当金	161,019
貸倒引当金	△4,183	資産撤去引当金	286,885
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,198,755</b>	その他の	1,436,171
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>20,654,208</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,363,524</b>
建物及び構築物	4,182,514	長期借入金	3,355,609
機械装置及び運搬具	640,466	繰延税金負債	2,011
土地	15,474,880	再評価に係る繰延税金負債	4,424,078
その他の	356,347	退職給付に係る負債	1,358,968
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>67,398</b>	特別修繕引当金	31,500
<b>投資その他の資産</b>	<b>477,148</b>	長期預り金	81,177
投資有価証券	349,290	その他の	110,179
繰延税金資産	97,223	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,669,175</b>
その他の	52,688	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸倒引当金	△22,054	株 主 資 本	146,334
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,703,161</b>	資 本 金	750,000
		資 本 剰 余 金	19,014
		利 益 剰 余 金	△590,981
		自 己 株 式	△31,698
		その他の包括利益累計額	9,876,538
		その他有価証券評価差額金	192,484
		土地再評価差額金	9,693,861
		退職給付に係る調整累計額	△9,807
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>11,113</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,033,986</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>23,703,161</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

科	目	金	額
営業	業 業 収 益		4,352,172
	業 業 費		
	運輸業等営業費及び売上原価	3,370,754	
	販売費及び一般管理費	1,268,665	4,639,419
	業 業 損 失		287,247
営業	業 外 収 益		
	受 取 利 息	14	
	受取配当金	13,900	
	土地物件貸付料	20,378	
	助成金の収入	94,151	
	その他の	8,707	137,152
営業	業 外 費 用		
	支 払 利 息	26,913	
	減価償却	13,480	
	その他の	2,044	42,438
	特 別 常 損 失		192,532
	特 別 利 益		
	固定資産売却益	59	
	工事負担金等受入額	80,472	
	補助金の受入額	1,006,946	
	その他の	34,906	1,122,385
特	別 損 失		
	固 定 資 産 圧 縮 損	1,036,129	
	固定資産除却及び撤去費	19,997	
	減損損失	29,013	1,085,140
	税金等調整前当期純損失		155,288
	法人税、住民税及び事業税	6,581	
	法人税等還付税額	△21,512	
	法人税等調整額	△92,226	△107,157
	当期純損失		48,130
	非支配株主に帰属する当期純損失		408
	親会社株主に帰属する当期純損失		47,722

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	750,000	19,014	△538,724	△31,525	198,764
会計方針の変更による 累積的影響額			△10,631		△10,631
会計方針の変更を反映した 当期首残高	750,000	19,014	△549,356	△31,525	188,132
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△47,722		△47,722
自己株式の取得				△179	△179
自己株式の処分		0		6	6
土地再評価差額金の取崩			6,097		6,097
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	△41,624	△173	△41,797
当 期 末 残 高	750,000	19,014	△590,981	△31,698	146,334

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	282,349	9,699,958	△682	9,981,625	11,563	10,191,953
会計方針の変更による 累積的影響額						△10,631
会計方針の変更を反映した 当期首残高	282,349	9,699,958	△682	9,981,625	11,563	10,181,321
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）						△47,722
自己株式の取得						△179
自己株式の処分						6
土地再評価差額金の取崩						6,097
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△89,864	△6,097	△9,125	△105,087	△449	△105,536
当期変動額合計	△89,864	△6,097	△9,125	△105,087	△449	△147,334
当 期 末 残 高	192,484	9,693,861	△9,807	9,876,538	11,113	10,033,986

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

宝登興業株式会社

株式会社秩鉄商事

株式会社秩父建設

秩父観光興業株式会社

秩父鉄道観光バス株式会社

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

秩父観光株式会社

株式会社長瀬不動寺奉賛会

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（秩父観光株式会社・株式会社長瀬不動寺奉賛会）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品 主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

主として定率法によっておりますが、当社の鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については取替法により、当社の不動産事業及び一部の子会社に係る有形固定資産、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

### ③ 特別修繕引当金

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第90条の定めによる蒸気機関車の全般検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

### ④ 資産撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における費用見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する計上基準

### ① 鉄道事業

鉄道事業では、主に鉄道による旅客運輸サービスを提供しており、定期収入は、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。定期外収入は、乗車券の利用日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

### ② 不動産事業

不動産事業では、主にオフィスビル等の貸付業を行っており、これらの不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

### ③ 観光事業

観光事業では、主に遊船事業を展開しており、遊船運賃は乗船日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

### ④ バス事業

バス事業では、主に観光バスによる旅客運輸サービスを提供しており、乗車日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

### ⑤ その他事業

その他事業では、主に卸売・小売業を展開しております。顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、商品の引渡時点で充足されます。

(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 工事負担金等の処理

鉄道事業における諸施設の工事等を行うにあたり、当社は国又は地方公共団体等より工事費の一部として補助金及び工事負担金（以下「工事負担金等」という）を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、鉄道事業の定期旅客収入について、従来、発売日を起点として一定の期間にわたって収益を認識しておりましたが、有効期間の開始を起点として一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は534千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ534千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は10,631千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示しておりました「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

(減損損失)

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した鉄道事業に係る事業用固定資産

当連結会計年度の連結貸借対照表において、総資産は23,703,161千円を計上しております。このうち、鉄道事業の有形及び無形固定資産は16,167,027千円であり、連結総資産の68.2%を占めております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、資産のグルーピングを行い、減損の兆候の有無を把握しております。減損の兆候については、事業別の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること等により判定を行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における鉄道事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により営業損失となっておりますが、翌連結会計年度以降は営業利益を計上する事業計画となっていることから、同事業の事業用固定資産に減損の兆候は認められないと判断しております。

#### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の兆候の判定において用いられる営業損益は、取締役会にて承認された事業計画をもとに算定しております。事業計画の主要な仮定は、将来の鉄道利用者数及び電力費のコスト予測等があります。

#### ③ 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の兆候の有無の判断に当たっては慎重に検討を行っておりますが、経営環境等の変化により、営業損失となった場合、翌連結会計年度において減損損失の認識・測定が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 246,014千円

なお、繰延税金負債148,790千円と相殺し、相殺後の繰延税金資産97,223千円及び繰延税金負債2,011千円を開示しております。

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来の連結会計年度における課税所得計算において、法人税等の支払額を減額する効果を有する将来減算一時差異を基礎として計上しております。

課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算を基礎として行っており、予算作成にあたっての主要な仮定として、新型コロナウイルス感染症の影響が翌連結会計年度以降も一定程度継続するものと想定しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期が想定よりも遅くなるなどの要因により、予算どおりに営業収益が回復せず、課税所得の見積りの変更が必要な場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性の判断に影響する可能性があります。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産並びに担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,958,666千円
機械装置及び運搬具	168,984千円
土地	12,166,179千円
<u>その他の有形固定資産</u>	<u>7,227千円</u>
合計	15,301,057千円

#### (2) 担保付債務

短期借入金	380,000千円
1年内返済予定の長期借入金	509,860千円
<u>長期借入金</u>	<u>2,279,274千円</u>
合計	3,169,134千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,171,010千円

### 3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,284,005千円

### 4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	254,298千円
契約資産	— 千円

5. 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債 86,863千円

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,500,000株

### Ⅳ. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金は、想定外の事由によるフリー・キャッシュ・フローの減少に伴い、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクにさらされております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社及び当社の連結子会社は、借入金等に関する将来の市場価格の変動に係るリスクを回避する目的で固定金利を利用しております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額41,491千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	307,799	307,799	—
(2) 長期借入金	(4,561,244)	(4,534,856)	26,387

(※) 負債に計上されているものについては ( ) で示しております。

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	307,799	—	—	307,799

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,534,856	—	4,534,856

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## V. 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	鉄道事業	不動産事業	観光事業	バス事業	計		
旅客収入	1,385,911	—	—	124,361	1,510,273	—	1,510,273
貨物収入	1,313,068	—	—	—	1,313,068	—	1,313,068
不動産収入	—	83,089	—	—	83,089	—	83,089
観光収入	—	—	367,242	—	367,242	—	367,242
その他	233,382	—	—	32,146	265,528	569,164	834,692
顧客との契約から生じる収益	2,932,361	83,089	367,242	156,508	3,539,202	569,164	4,108,366
その他の収益 (注2)	—	243,806	—	—	243,806	—	243,806
外部顧客への売上高	2,932,361	326,895	367,242	156,508	3,783,008	569,164	4,352,172

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売・小売業、建設・電気工事及び旅行業等を含んでおります。

(注2) 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入が含まれておりません。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	437,771
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	254,298
契約負債 (期首残高)	80,965
契約負債 (期末残高)	86,863

契約負債は主に鉄道事業における顧客から受領した有効期間前の前受運賃となります。契約負債は、収益の認識にともない取り崩されます。また、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは80,965千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は86,863千円であり、履行義務の充足につれて2022年4月から2022年9月の間で収益を認識することを見込んでいます。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、埼玉県内において、賃貸用施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,314,170	2,953,916

注1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については一定の評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

6,746円75銭

1株当たり当期純損失

32円12銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,004,535</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,004,846</b>
現金及び預金	410,794	短期借入金	875,000
未収運賃	106,164	1年内返済予定の長期借入金	1,123,280
未収金	1,065,755	リース債	5,600
未収収益	28,078	未払費用	1,077,323
未収消費税等	114,947	未払法人税等	240,411
分譲土地建物	96,178	預り連絡運賃金	4,235
商品及び製品	1,852	預り運賃金	12,212
原材料及び貯蔵品	137,605	前受運賃金	91,834
前払金	17,603	前受引当金	86,863
前払費用	9,399	賞与引当金	62,199
その他の	17,626	資産撤去引当金	139,000
貸倒引当金	△1,472	固定負債	286,885
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,058,507</b>	長期借入金	<b>9,135,278</b>
鉄道事業固定資産	16,167,027	繰上償還債	3,031,620
不動産事業固定資産	3,039,173	再評価に係る繰延税金負債	10,185
観光事業固定資産	261,094	退職給付引当金	4,426,866
各事業関連固定資産	1,135,200	特別修繕引当金	1,317,250
建設仮勘定	2,660	関係会社事業損失引当金	31,500
投資その他の資産	453,350	長期預り	137,000
投資有価証券	45,077	その他	80,861
関係会社株式	324,290		99,993
出資金	2,003	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,140,124</b>
長期貸付金	15,000	純 資 産	
繰延税金資産	22,633	株 主 資 本	41,441
その他の	3,680	資 本 剰 余 金	750,000
貸倒引当金	△35,872	資 本 準 備 金	14,144
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,063,043</b>	その他資本剰余金	14,106
		利益剰余金	37
		利益準備金	△691,004
		その他利益剰余金	175,113
		諸井恒平氏記念資金	△866,117
		頌徳会基金	5,100
		繰越利益剰余金	5,000
		自 己 株 式	△876,217
		評価・換算差額等	△31,698
		その他有価証券評価差額金	9,881,477
		土地再評価差額金	181,249
		純 資 産 合 計	9,700,228
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>23,063,043</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	750,000	14,106	37	14,143	175,113	5,100	5,000	△866,026	△680,813
会計方針の変更による累積的影響額								△10,631	△10,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	750,000	14,106	37	14,143	175,113	5,100	5,000	△876,658	△691,445
当期変動額									
当期純損失(△)								△10,417	△10,417
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
土地再評価差額金の取崩								10,858	10,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	-	440	440
当期末残高	750,000	14,106	37	14,144	175,113	5,100	5,000	△876,217	△691,004

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△31,525	51,805	263,195	9,711,087	9,974,282	10,026,087
会計方針の変更による累積的影響額		△10,631				△10,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	△31,525	41,173	263,195	9,711,087	9,974,282	10,015,455
当期変動額						
当期純損失(△)		△10,417				△10,417
自己株式の取得	△179	△179				△179
自己株式の処分	6	6				6
土地再評価差額金の取崩		10,858				10,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△81,945	△10,858	△92,804	△92,804
当期変動額合計	△173	267	△81,945	△10,858	△92,804	△92,536
当期末残高	△31,698	41,441	181,249	9,700,228	9,881,477	9,922,918

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

不動産事業有形固定資産 定額法

その他の有形固定資産 定率法

ただし、鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については取替法により、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
  - ・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (4) 特別修繕引当金  
鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第90条の定めによる蒸気機関車の全般検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金  
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち、当該関係会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。
- (6) 資産撤去引当金  
将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における費用見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
- (1) 鉄道事業  
鉄道事業では、主に鉄道による旅客運輸サービスを提供しており、定期収入は、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。定期外収入は、乗車券の利用日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。
- (2) 不動産事業  
不動産事業では、主にオフィスビル等の貸付業を行っており、これらの不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。
- (3) 観光事業  
観光事業では、主に遊船事業を展開しており、遊船運賃は乗船日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 工事負担金等の処理  
鉄道事業における諸施設の工事等を行うにあたり、当社は国又は地方公共団体等より工事費の一部として補助金及び工事負担金（以下「工事負担金等」という）を受けております。  
これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。  
なお、損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
6. 会計方針の変更  
(収益認識に関する会計基準等の適用)  
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、鉄道事業の定期旅客収入について、従来、発売日を起点として一定の期間にわたって収益を認識しておりましたが、有効期間の開始を起点として一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は534千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ534千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は10,631千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示しておりました「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 7. 会計上の見積りに関する注記

(減損損失)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した鉄道事業に係る事業用固定資産

当事業年度の貸借対照表において、総資産は23,063,043千円を計上しております。このうち、鉄道事業の有形及び無形固定資産は16,167,027千円であり、総資産の70.1%を占めております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表」会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 221,617千円

なお、繰延税金負債145,079千円と相殺し、相殺後の繰延税金資産76,538千円を開示しております。

### (2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

「連結注記表」会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産並びに担保付債務

(1) 担保に供している資産	
鉄道事業固定資産	13,030,699千円
不動産事業固定資産	1,987,717千円
各事業関連固定資産	282,640千円
合計	15,301,057千円
(2) 担保付債務	
短期借入金	380,000千円
1年内返済予定の長期借入金	493,220千円
長期借入金	2,273,290千円
秩父鉄道観光バス株式会社借入金	22,624千円
合計	3,169,134千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,085,931千円

### 3. 事業用固定資産

土地	15,455,481千円
建物	948,669千円
構築物	3,204,627千円
車両	471,210千円
機械装置	125,649千円
その他の有形固定資産	334,621千円
無形固定資産	62,236千円

4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等の累計額  
18,789,321千円

### 5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	302,004千円
長期金銭債権	25,759千円
短期金銭債務	123,866千円

### 6. 取締役等との間の取引による金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,292,704千円

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 営業収益	3,487,812千円
2. 営業費	3,597,193千円
3. 営業費の内訳	
運送営業費及び売上原価	2,493,926千円
販売費及び一般管理費	589,695千円
諸税	220,350千円
減価償却費	293,220千円
4. 関係会社との取引高	
営業収益	1,367,211千円
営業費用	451,123千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	128,173千円
5. 事業譲渡益	
当社の動物園業を宝登興業（株）へ譲渡したことによるものです。	

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数                      普通株式 14,414株

### Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の内容は、退職給付引当金、賞与引当金及び投資有価証券評価損であります。  
 なお、評価性引当額は799,742千円であります。  
 また、繰延税金負債の主な内容は、土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金であります。

### Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

#### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社名	議 決 権 等 の 所有（被所有）割 合	関連当事者との 関 係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
その他の 関係会社	太平洋セメント(株)	被所有 直接33.9% 間接15.6%	役員への派遣	同社の原料の輸 送及び設備保 守等(注2)	1,340,673	未収運賃	57,695
				補償金 の入金	221,000	未収金	221,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社提示の単価をもとに一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2. 子会社及び関係会社等

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	秩父観光興業㈱	所有 直接96.2% 間接 3.8%	出向者の 派遣 役員の兼任	出向者人件費 負担金 (注1)	8,622	—	—
	宝登興業㈱	所有 直接49.3% 間接 50.2%	出向者の 派遣 役員の兼任	事業譲渡 (注2)	20,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者人件費負担金については、出向元の規程を基礎として協議の上決定しております。

(注2) 事業譲渡については、当社の方針に基づいて動物園業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

### VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,679円46銭
1株当たり当期純損失	7円01銭

### IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

秩父鉄道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上原 義弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 筑紫 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、秩父鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

秩父鉄道株式会社  
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上原 義弘 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 筑紫 徹 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第199期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第199期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

秩父鉄道株式会社 監査役会  
常勤監査役 根岸俊介 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 根本裕介 ㊟  
監査役 岩田雅之 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>            第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p><u>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u>            第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(昭和50年 5 月30日改正) (以下省略)</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(昭和50年 5 月30日改正) (以下省略) <u>(2022年 6 月28日改正)</u></p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役武部一弘氏は、2022年3月31日をもって辞任により退任いたしました。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株式数
1	おおたに たかお 大谷 隆男 (1955年10月28日生)	1978年4月 秩父セメント株式会社入社 1994年10月 秩父小野田株式会社経理部経理課長 1995年6月 同社経営企画部 1998年10月 太平洋セメント株式会社経営企画部 2001年6月 同社熊谷工場業務部長 2001年6月 当社社外監査役 2007年6月 太平洋セメント株式会社監査役室長 2009年5月 同社情報システム部長 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社常務取締役 2011年6月 当社代表取締役社長（現任）	4,308株
	<p><b>【選任理由】</b> 大谷隆男氏を取締役候補者とした理由は、2011年から代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>		
※ 2	まきの ひでのぶ 牧野 英伸 (1962年7月26日生)	1985年4月 秩父セメント株式会社入社 2011年4月 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店業務部長 2013年3月 太平洋セメントU.S.A. 株式会社副社長 2016年4月 太平洋セメント株式会社法務部長 2020年4月 同社執行役員人事部長 2022年4月 当社常務執行役員（現任） [当社における担当] 社長付・内部監査室	一株
	<p><b>【選任理由】</b> 牧野英伸氏を取締役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社での要職を歴任され豊富な経験と高い見識を有しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	さかもと まさみ 坂本昌己 (1965年3月22日生)	1989年4月 当社入社 2008年4月 当社営業推進課 課長 2010年6月 当社事業部次長兼営業推進課 課長 2012年7月 当社企画部 部長 2013年7月 当社企画部長兼総務部 部長 2015年4月 当社執行役員企画部長兼総務部長 2015年7月 当社執行役員企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員企画部長 (現任) [当社における担当] 企画部・事業部	791株
	<p><b>【選任理由】</b> 坂本昌己氏を取締役候補者とした理由は、2019年から取締役として当社の経営に従事し、企画部・事業部門の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>		
※ 4	たか はし やす のり 鷹啄泰則 (1964年10月26日生)	1989年12月 当社入社 2006年8月 当社社長室 課長 2010年6月 当社総務部次長兼企画課 課長 2012年7月 当社事業部 部長 2015年4月 当社執行役員事業部長 2018年4月 当社執行役員人事部長 (現任) [当社における担当] 人事部	791株
	<p><b>【選任理由】</b> 鷹啄泰則氏を取締役候補者とした理由は、2015年から執行役員として当社の事業部・人事部門に従事し、当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</p>		
5	なか やま たか あき 中山高明 (1953年2月28日生)	1977年4月 寶登山神社入社 2002年3月 同社宮司 2005年6月 宝登興業株式会社社外取締役 2010年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年4月 寶登山神社 名誉宮司 (現任)	一株
	<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 中山高明氏を社外取締役候補者とした理由は、寶登山神社名誉宮司として当社沿線の発展に深く関わっており、その豊富な知識・経験等を活かし、幅広い視点からの助言をしていただけると期待したため社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 中山高明氏は、社外取締役候補者であり、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員となる予定であります。
  4. 社外取締役候補者中山高明氏に関する事項
    - (1) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
    - (2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
    - (3) 中山高明氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
    - (4) 当社は中山高明氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める限度まで限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、同氏の再任が承認された場合には同契約を継続する予定であります。
  5. 「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における本人持分を含んで掲載しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役根本裕介氏および監査役岩田雅之氏は、本総会終結の時をもって一身上の都合により辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
※ 1	林 俊 宏 (1964年4月21日生)	1992年4月 小野田セメント株式会社入社 2009年5月 太平洋セメント株式会社環境事業カンパニー 営業部 営業管理グループリーダー 2012年4月 同社東北支店業務部長 2014年5月 同社関連事業部建材事業推進グループリーダー 2015年4月 同社建材事業部事業企画グループリーダー 2017年3月 同社東京支店業務部長 2019年4月 同社秘書室長 2022年4月 同社事業企画管理部長（現任）	一株
	【選任理由】 林俊宏氏を社外監査役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役候補者となりました。		
※ 2	正 田 孝 之 (1962年6月28日生)	1981年5月 当社入社 2006年10月 当社運転指令所 所長代理 2011年2月 当社運転指令所 所長 2020年2月 当社列車区 区長（現任）	181株
	【選任理由】 正田孝之氏を監査役候補者とした理由は、当社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、監査役候補者となりました。		

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 選任される監査役の任期は、当社定款第32条第2項の定めにより、前任監査役の任期満了の時までとなります。

4. 林俊宏氏は、社外監査役候補者であります。

5. 社外監査役候補者林俊宏氏に関する事項

(1) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。

(2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。

6. 当社は林俊宏氏が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限定額は法令が規定する最低責任限度額となります。
7. 「候補者の有する当社の株式数」には、従業員持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
なかやうちしげき 中谷内茂樹 (1968年9月22日生)	1992年4月 日本セメント株式会社入社 2005年10月 太平洋セメント株式会社東京支店業務部 2012年10月 同社セメント事業本部管理部事業管理グループ 2016年8月 同社事業企画管理部管理グループリーダー（現任）	一株
<b>【選任理由】</b> 中谷内茂樹氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中谷内茂樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中谷内茂樹氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額となります。

以上

# ご案内図

会場 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地  
秩父鉄道株式会社 本社会議室

交通 秩父鉄道・JR高崎線・上越新幹線  
熊谷駅南口より徒歩2分

